

令和3年度補正予算 社会福祉振興助成事業(WAM助成)

「コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業」

募集説明

このスライドは「募集要領」のポイントをわかりやすくまとめた資料です。



令和3年12月 独立行政法人福祉医療機構 NPOリソースセンター

募集を行っている助成プログラムについて

このスライドでは、現在募集を行っている助成プログラムの募集内容を説明します。

*募集要領は「募集ページ」でご覧ください。

https://www.wam.go.jp/hp/r3hosei_wamjyosei/

令和3年度WAM助成(補正予算事業)

「コロナ禍における生活困窮者 及びひきこもり支援に係る 民間団体活動助成事業」 応募受付中

【申込締切】

令和4年

1 月 24 日(月) PM 3時まで



point: *正職員人件費を助成金額の50%まで計上できます

2

募集説明資料の内容

目次

- 1. 福祉医療機構・WAM助成の紹介
- 2. 令和3年度補正予算の募集概要目的 ▶ 対象団体 ▶ 対象事業 ▶ 助成テーマ ▶ 審査項目 ▶ 対象経費
- 3. 応募方法・スケジュール
- 4. 留意事項とポイント
- 5. Q&A • (動画で解説できないQ&A詳細はスライドに掲載)

福祉医療機構・WAM助成について

独立行政法人福祉医療機構(WAM)は、福祉・医療に 関する多様な事業を一体的に実施することにより、 地域 の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援しています。

福祉医療の施設整備 を支援(長期・固定・低利)

安定的な経営を支援

《社会福祉振興助成事業(WAM助成)》 制度の狭間にある福祉課題に対応する民間 福祉活動を助成金で応援します

《経営サポート事業》

リサーチ・コンサルティング・セミナー を通して福祉医療施設の安定経営を 支援します

《退職手当共済事業》

退職手当共済制度を通じて、福祉施設

などにお勤めのみなさまを支えます

《年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業》 医療費など一時的に資金を必要とされて いる年金受給者を支援します

《承継年金住宅融資等債権管理回収業務》 年金住宅貸付資金の着実な管理回収 を行っています

《心身障害者扶養保険事業》 地方公共団体の扶養共済制度を通じ

《WAM NET事業》

福祉・保健・医療に関する総合的な情報 をいち早くお届けします

《福祉貸付事業》

安心できる社会の実現に向けて 福祉の基盤整備を応援します

《医療貸付事業》

医療サービスの提供を支援する ことで、みなさまの安心した暮ら しを支えます

NPO等の活動支援 障害者・高齢者の生活支援 一時金・補償金の支給

て障害のある方を支えます

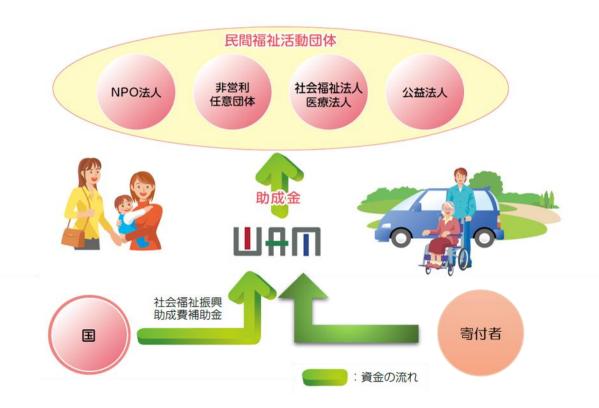
《一時金支払等業務・補償金支払等業務》

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方 への一時金の支給、ハンセン病元患者家族の 方への補償金の支給を行っています

助成実績 31年間で 約14,500件に助成

WAM助成の仕組み

WAM助成は、年間約6億円の資金規模により 全国各地の民間福祉活動を支援しています



WAM助成(社会福祉振興助成事業)は国庫補助事業です!

当該助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されますので、適正な執行が求められることとなります。

WAM助成の対象領域

制度の狭間にある福祉課題に対応する事業が対象となります

2つの助成メニューがあります

WAM助成はこうした声にお応えします

- 制度の狭間にある社会課題に取り組みたい
- 新事業の立上げや既存事業のステップアップを図りたい
- 行政等と関係構築を行い、協働や政策提案につなげたい
- 主たる活動とともに、人材育成や連携体制強化を図りたい
- 地域内又は広域的な相互連携を促進し自立化を目指したい

〈制度の狭間となりやすいニーズの例〉

被災者

生活困窮者

地域力の低下

幼少期のいじめや虐待で心の病を抱えている

就職活動でのつまずき

生活困難

依存症による自己否定

地域移行困難

保証人が定まらず住居確保が困難

ひきこもり状態

外国にルーツがあり言語が通じない

親なき後

その他、生きづらさを抱えた者

重度の心身障害等による孤立

自立困難

地域連携活動支援事業

同一都道府県内で活動する事業

50万~700万円

2

全国的・広域的 ネットワーク活動支援事業

2つ以上の都道府県で活動する等、 支援する対象者が一つの都道府県域 を超えて広域にわたる事業

50万~900万円

体力の低下

高齢者・介護者

判断能力の低下

移動困難

独居で孤立や困窮している

介護疲れ・介護離職

不登校・中退による孤立

貧困の連鎖

親の離婚

虐待・ネグレクト

家庭に居場所がない

教育格差の拡大

児童養護施設退去後の孤立

予期しない妊娠

子ども・若者

障害者

WAM助成が目指すもの

地域の多様な主体の連携のハブとなるNPOなどに助成することで、

<u>地域での総合的な取り組みを支援</u>し、併せて、<u>一過性の助成金交付</u>

や課題解決に留まるだけでなく、助成後も地域の活性化・新たな創

生につながる協働関係、ネットワーク作りの継続が維持されるよう

な助成を目指しています。

〈WAMホームページより〉

WAM助成の目指すもの(意義や取組みについて) | WAM

WAM助成により「4つの力」を高めて社会課題に対応

- ⑤ 分野横断的取り組みなど民間の創意工夫を活かした効果的な支援
- 異業種・多機関による連携・ネットワークの構築
- 制度化・モデル事業化、社会への啓発を図る取り組み
- 地域共生社会に向けた支え手の育成や住民参加の促進



(参考)地域共生社会の政策の最新動向等

令和3年9月に開催したWAM助成シンポジウムでは、地域共生社会の実現に向けた政策の最新動向やWAM助成の優良事例紹介を行い、"NPOと行政との協働を通して、いかに制度の狭間を生まない支援体制を構築しうるのか"、について考えました。

アーカイブ動画、公開中です!ぜひご覧ください。



https://www.wam.go.jp/hp/r3_wam_josei_symposium/

令和3年度WAM助成シンポジウム

NPOと行政との 協働の現在地

~地域共生社会の実現に向けて~

開催動画公開中!

ご好評の声をいただきました

- ☑ 行政や他団体とのつながり方や取り組みのプロセスなどで非常に参考になりました。
- ☑ 市町など行政窓口との連携から企業や支援者への協力へつなげることの大切さや説明するときの注意点などを勉強できました。etc



主催:独立行政法人福祉医療機構

(参考) 共生社会づくりに向けた連携について

助成金申請や次年度の事業を計画する際に、「共生社会を目指す連携」をどのように描くことができるのか、オンライン学習会で考えました。

アーカイブ動画、公開中です!

ぜひご覧ください。



https://www.wam.go.jp/hp/npo_learning/

福祉医療機構(WAM)主催 | オンライン学習会 地域共生社会に 12/1 (水) **NPO** オンライン 社会 商店街 とは何か 福祉 振興組合 開催(無料) 法人 民間 地域の こんな方におすすめです 企業 人々 ✓「共生社会づくりに取り組んでいるけれど、 地域の関係者の理解が得るのが難しいです」 行政 9

令和3年度WAM助成(補正予算事業)

令和3年度WAM助成(補正予算事業)

「コロナ禍における生活困窮者及び ひきこもり支援に係る 民間団体活動助成事業」



事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体の取組みを支援することを目的とします。

令和3年度補正予算(厚生労働省資料抜粋)

事業内容

生活困窮者等の孤独・孤立対策に関して、NPO等が独自に行う先駆的・効果的な支援活動に対して重点的に支援を行うために、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業(以下「WAM助成」という。)に、新たに「生活困窮者等支援民間団体活動助成事業」を創設。

(⇒正式名称:「コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業」)

生活困窮者等

事業スキーム図



募集期間

令和3年12月20日(月)~ 令和4年1月24日(月)

令和3年度WAM助成(補正予算事業)

助成対象者

次のすべての要件を満たす団体とする。

(1)社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない団体。

(詳細は次ページ参照)

(2)生活困窮者やひきこもり状態にある者等(以下「生活困窮者等」という。) に対する支援に関する活動を行う民間団体であり、<u>原則として1年以上の</u> 活動実績を有すること。

(3)孤独·孤立に陥る危険性の高い<u>生活困窮者等を支援するための連携体</u>制を有すること。

WAM助成の対象となる団体①

社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の団体

- ●特定非営利活動法人 ●社会福祉法人 ●医療法人
- ●公益社団法人、公益財団法人
- ●一般社団法人、一般財団法人(*1)
- ●その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体(*2)
 - *1 法人税法上の非営利型法人の要件を満たす【助成対象となる事業の実施期間中に 移行するものを含む】一般社団法人又は一般財団法人 (詳細は次ページ参照)
 - *2 次の要件をすべて満たすこと
 - 役員(理事)を2人以上置いていること
 - 役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていること

助成の対象とならない団体

- ① 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
- ② 過去に法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の 翌年度以降5年間を経過しない団体
- ③ 監事を設置していない団体(定款等に監事の設置規定がないものを含む)

WAM助成の対象となる団体②

非営利型の一般社団法人及び一般財団法人の要件とは?

【非営利性が徹底された法人】

- ①余剰金の分配を行わないことを定款に定めていること
- ②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
- ③上記①及び②の定款の定めに違反する行為(上記①②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます)を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ④各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

【共益的活動を目的とする法人】

- ①会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること
- ②定款等に会費の定めがあること
- ③主たる事業として収益事業を行っていないこと
- ④定款に特定の個人又は団体に余剰金の分配を行うことを定めていないこと
- ⑤解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていな いこと
- ⑥上記①から⑤まで及び下記⑦の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に 特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと
- ⑦各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

※非営利型でない一般法人が採択された場合には、助成決定までに非営利型に変更していただくことが助成の条件となります。

14

令和3年度WAM助成(補正予算事業)

助成対象事業

助成対象事業は、表のいずれかの事業であり、かつ、スライドP18に掲げる助成 テーマに該当し、応募団体が自ら主催する事業です。

	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク 活動支援事業	
事業 の内 容	(1)新型コロナウイルス感染症等の影響から、孤独・孤立に陥っている生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供その他生活上の支援を行うことにより、社会的なつながりを構築・維持する事業 (2)上記の生活困窮者等の支援を行う民間団体に対して、支援活動の実施にあたっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う事業		
範囲	同一の都道府県内で活動する事業	支援する対象者が一つの都道府県域を超えて 広域にわたる事業	
助成金額	50~700万円	50~900万円 4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範 囲に活動を行う事業の場合 上限2,000万円	

*他の団体と相互に連携し、協力関係を築いて実施することが助成の要件となっています。

(参考)連携・ネットワーク化のイメージ図

<活動の範囲>

<他団体との連携>

〈事業実施形態〉

地域連携活動 支援事業 一つの

都道府県の 範囲で

全国的・広域 的ネットワーク 活動支援事業 二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる範囲で

核となる団体 (助成先の団体)が、他を 団体と サネットワーク 化を図り (様な社会 源を活用し) 「A」という事業を、他の団体と連携 (役割分担)して、 (全体で「A」という一つの事業を実施)



社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業を実施

あるいは

「A」という事業を、核となる団体と 他の団体が連携して相互にノウハウ を共有し、「A1、A2、A3…」というよ うに、地域の実情に応じてそれぞれ (同時多発的に)、



社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若 しくは充実させる事業を実施

WAM助成の対象とならない事業

助成の対象とならない事業

- ① 営利を目的とする事業
- ② 調査・研究を目的とする事業
- ③ 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成を受ける事業
- ④ <u>介護給付、自立支援給付など国又は地方公共団体の定める制度・要綱に基づき</u> 実施し、補助・助成を受ける事業
- ⑤ 国または地方公共団体から委託を受けて行う事業
- ⑥ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託(総事業費に占める外部委託の割合が50%以上)する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分(総事業費に占める交付資金の割合が50%以上)を占める事業

※他の助成、補助、委託を受けている場合は、別の事業であることの明確化が必要

WAM助成(補正予算事業)の対象となるテーマ

<新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う孤独・孤立対策>

- (1) 孤立・孤独に陥っている生活困窮者及びひきこもり状態にある者 等に対し、社会的なつながりを構築・維持する事業
- (2) 生活困窮者・ひきこもり状態にある者等の支援を行う民間団体に対し、中間的支援を行う事業

(参考) 想定される対象事業のイメージ

NPO等による孤独・孤立対策事業

【直接的な活動】

- 〇フードバンク(食糧支援)
- ○子ども食堂・パントリー・学習支援
- ○当事者へ配慮した居場所
- ○居住と就労、生活に寄り添う自立支援
- 〇相談・訪問支援(アウトリーチ)
- OSNSを活用したオンライン相談支援
- 〇家族支援・当事者グループ発足支援

【中間的支援の活動】

○上記直接的な活動を行う団体への支援

孤独・孤立対策事業の主な対象者の例

孤独・孤立に陥る危険性が高く、社会的なつながりを必要とする方々

- 〇生活困窮者(ひとり親や失業、住居喪失により生活が不安定等)
- ○子ども・子育て家庭(親が精神疾患、依存症等により虐待 リスクが高い、子がケアする必要がある等)
- ○若者(発達障害の傾向、性被害、生活破綻、うつ状態等)
- 〇中高年者(若年性認知症、長期ひきこもり、介護等による 過度な負担等)
- 〇女性(自殺念慮、DV被害、非正規等で就労不安定)
- 〇他、独居高齢者、障害者、非行・刑余者、多文化家族 等

対応

(参考)想定される事業内容例:テーマ1



テーマ1「孤独・孤立に陥っている生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対し、社会的なつながりを構築・維持する事業」

<事業の内容>

新型コロナウイルス感染症等の影響から、孤独・孤立に陥っている生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、 住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供その他生活上の支援を行うこ とにより、社会的なつながりを構築・維持する事業

テーマ	主たる事業の例	想定される事業内容(例)
1	生活困窮者及びひきこもり状態にあ る者等に対する支援事業	一都道府県内又は広域的な活動を行っている団体において、下記①~⑥に掲げる取組 を単独又は組み合わせて行う事業
1	電話・SNS等による相談支援	・県内又は広域において相談の受付が可能な体制を整備し、電話・SNSを用いて 様々な困難や悩みを抱える者の相談を行う ・相談内容に応じて地方自治体や支援団体につなぐなど各支援機関等を連携した支援 を行う など
2	住まいの確保や安定的居住のための 見守り等の支援	・支援団体において、空き住居等を確保し、住まいの確保が必要な生活困窮者等に対してサブリース等により住まいを提供する ・訪問の他、電話やメール、SNS等を活用し、生活支援や見守り、相談に応じる体制を整備する など
3	就労に向けた支援	・本人の気持ち等に寄り添った就労等への相談支援の実施 ・これまで経験してきた業種以外への転職も含めた就職活動支援 など
4	食料の支援、居場所づくり、学習の 支援その他の生活上の支援	・生活困窮世帯等に対して感染防止対策を講じた上で食事会やフードパントリーなど 食料の支援とあわせて抱えている悩み等の相談を受ける ・居場所など交流の場について小規模での分散実施やリモート等を組み合わせた実施 ・コロナ禍で居場所がなくなった子どもに対して、店舗等の協力を得て食事の提供と 学習支援を組み合わせて実施したり、オンラインを活用した学習支援・相談支援を実 施
(5)	地域活動等での就労体験による社会 参加支援	・生活困窮者等の受け入れ・就労体験が可能な地域活動や事業の創出・開拓、既存の活動(認定就労訓練事業等)の拡充 ・就労体験を行う生活困窮者等に対する事業所への同行 等の伴走支援 など
6	その他、民間団体の創意工夫や地域 に密着した支援	・上記以外の方法により実施する支援 1 C

(参考)想定される事業内容例:テーマ2



テーマ2「生活困窮者・ひきこもり状態にある者等の支援を行う民間団体に対し、中間的支援を行う事業」

<事業の内容>

生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に支援を行う団体に対して、支援事業の実施に当たっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う事業

テーマ	主たる事業の例	想定される事業内容(例)
2	生活困窮者及びひきこもり状態に ある者に対する支援を行う団体の 支援に関する事業	・生活困窮者等の支援を行う団体の運営や事業の実施・継続の支援 ・生活困窮者等の支援を行う団体同士のネットワーク構築に関するコーディ ネート支援 ・生活困窮者等の受け入れ・就労体験が可能な地域活動や事業の創出・開拓 を行う団体の立ち上げや事業展開に関する支援 ・生活困窮者等の支援を行う者への人材育成等の支援 ・各事業実施団体や活動内容の広報や地域住民等に対する理解促進に関する 支援 など

審査方法及び審査項目

審查方法

- ・審査方法は基本的に書面審査(必要に応じてヒアリングを実施)
- ・選定は、機構事務局で整理の上、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で審査の上決定

審查項目

※詳細は次ページ参照

(1) 事業実施体制

- ⇒①活動実績・財務状況
 - ②実施者適性、連携・協働
- (2) 事業の目的、内容等の妥当性⇒①事業の目的及び内容
 - ②計画の妥当性及び助成の効果

(3)費用対効果

- ⇒①経費の妥当性
 - ②経費の合理性
- (4) 自立的継続性 将来発展性
 - ⇒①自立的継続性 将来発展性
 - ②<u>助成の意義</u> •

留意事項

審査 得点 2倍!

- 過去にWAM助成事業実績がある場合は、事業評価結果を踏まえ審査します。
- ・高く評価できる点、採択に当たっての条件等がある場合には、内定通知にコメントを付します。

審查項目(詳細)

(1)事業実施体制

- ① 活動実績・財務状況
- ・これまでの活動実績・財務状況から事業を実施できる組織基盤はあるか。
- ② 実施者適性、連携・協働
- ・団体設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、助成対象事業の実施主体として相応しいか。
- ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。

(3)費用対効果

- ① 経費の妥当性
- ・経費の過剰積算、著しく高い単価の経費が無いか。
- ② 経費の合理性
- ・費用対効果からみて経済的合理性があるか。

(2)事業の目的、内容等の妥当性

- ① 事業の目的及び内容
- ・助成対象事業の目的及びその必要性が明確であるか。
- ・具体性があり実現可能性があるか。
- ② 計画の妥当性及び助成の効果
- ・事業計画に整合性、実現性、実効性はあるか。
- ・助成対象事業の量的な目標からみて効果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な効果をあげられるか。
- ・助成対象事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。

(4)自立的継続性·将来発展性

- ① 自立的継続性·将来発展性
- ・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。
- ② 助成の意義
- ・独創性、先駆性、普遍性、社会的必要性等が期待できるか。

WAM助成の対象となる経費・ならない経費

助成の対象となる経費

謝金※1

● 旅費

● 借料損料(会場借料含む)

家賃

- 備品購入費
- 消耗品費(燃料費、食材費及び会議費含む)
- 印刷製本費 通信運搬費
- 賃金※2

● 委託費

- 保険料
- 雑役務費

- 光熱水費
- **※**1 謝金は、負担上限額(助成金で負担できる上限額)が定められていますのでご注意ください。
- 令和3年度補正予算事業では賃金として、正職員人件費の一部(*)を経費対象とします。 (*助成事業に従事した時間の賃金相当額(ただし、助成金額の50%が上限))
- (注)助成対象経費であっても、その妥当性・必要性の判断から助成の対象とならない場合があります。

助成の対象とならない経費

- ① 助成事業の実施期間外に発生した経費 ≪助成事業の実施期間≫ 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- ② 団体の運営経費(役員報酬、他の事業のみに従事する職員給与、事務所家賃や光熱水費など)
- ③ 助成事業の経費として明確に区分できない経費
- ④ 助成対象経費にはない費目(不動産購入費、車両購入費、施設整備費、修繕費など)
- ⑤ 助成事業で支援の対象となる方に対する金銭の支払い など

応募方法について

応募方法

STEP 1

≪機構HPから応募様式をダウンロードし、作成≫

※募集要領・募集説明スライドなどを必ずご確認ください。

STEP 2

≪応募フォームから応募書類を送信≫

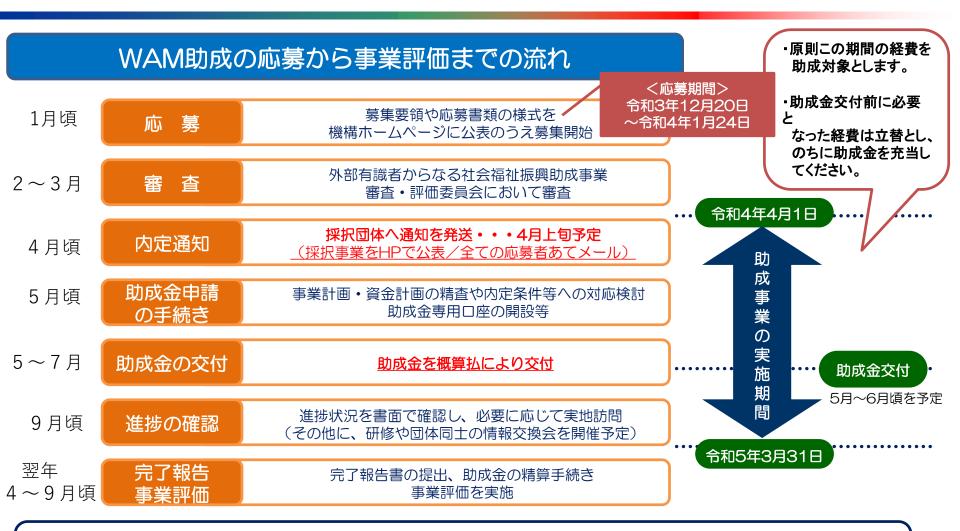
- ・応募フォームに必要事項を入力してください。
- ・ステップ①で作成した要望書(Excelファイル)及び以下の2つの書類(PDFファイル)を添付の上、送信ボタンを押して登録することで完了となります。
 - (1)定款、寄付行為又は運営規約等
 - (2) 応募時における最新の決算書(法人の場合には貸借対照表も必要)
 - ※フォーム送信は原則一度のみとし、添付書類については、いずれも応募の時点で理事会等の承認済みの書類のうち、最新のものとしてください。

提出期限

<u>今和4年1月24日</u> PM3:00まで

- 添付書類のデータが大きく、添付書類を送信できない場合は、機構NPOリソースセンターにご確認ください。
- ・機構で要望書・添付書類を受信後、フォームに登録されたメールアドレスに受信確認メールを 自動送信します(フリーメールの場合、自動送信が遅れる可能性があります)。受信確認メール が届かない場合は、機構NPOリソースセンターにご確認ください。
- ・締め切り間際はアクセスが集中し、つながりにくくなりますので、時間に余裕をもってご応募ください。

スケジュールについて



- ≪助成事業の実施期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで≫
- □ この助成金を受けて行う事業は、この実施期間内に終了する必要があります。
- ☞ また、助成事業に係る経費の支払いも、原則としてこの期間内に終了する必要があります。

WAM助成利用にあたっての留意事項など(募集要領P6,7)

く助成にあたっての注意事項>

- (1)選定された団体については、「内定事務説明会」に参加していただきます(令和4年4月中旬に東京及び大阪の2会場での開催を予定)。そのため、内定事務説明会参加に係る旅費(事務担当者1名往復分)を要望額調書へ計上することができます。
 広志内定事務説明会の実施の可否は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて決定いたします。
- (2) 助成事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、助成金専用口座の 開設、帳簿の作成(当機構指定のエクセル形式)により会計管理をしてください。 また、助成対象経費にかかる証拠書類(帳簿類、領収書、振込書等)は助成事業完了後7年間の 保管義務があります。
- (3) 助成対象事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書等の成果物には、『独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業』の助成表示を必ず明記していただきます。
- (4) 助成対象事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成対象事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々(利用者)へのアンケート調査を実施していただきます。
- (5) 助成成果の普及のため、必ず助成事業をとりまとめた報告書の作成を行っていただくとともに、 可能な限りHPやSNS等での積極的な広報活動をお願いいたします。なお、WEB掲載や報告書 での配布など事業の内容にあわせて最適な方法での普及をご検討ください。
- (6) 助成事業終了後、4月末までに、機構所定様式による事業完了報告、<u>助成事業の経費にかかる領</u> 収書(写)、帳簿(当機構指定のエクセル形式)及び自己評価書の提出が必要になります。
- (7) 助成事業終了後、助成事業にかかる評価を行います。

WAM助成利用にあたっての留意事項など(募集要領P6,7)

<留意事項>

- (1) <u>この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。</u> <u>なお、不正な手段により助成金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられる</u> ことがあります。
- (2) 助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。 規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。また、助成の決定を取り消 した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以 降5年間は、助成の要望を受け付けません。
- (3) 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用し、その他規程等に違反する悪質な行為により、機構が助成の決定の取り消し等を行った場合は、以下の事項について公表を行うことがあります。
 - 法人等の名称、所在地及び代表者氏名
 - 事業の概要
 - 不正の内容
 - 交付決定の取り消し等の日、返還を命じた額及び返還状況
- (4) これから法人税法上の非営利型の一般社団法人又は一般財団法人を目指す法人については、非営利型法人の要件を満たし、異動届出書の提出を確認したうえで助成の決定を行うこととします。
- (5)他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても機構の助成金を利用する資格を失います。
- (6)<u>助成対象事業については、機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。また、助成期間中に進捗</u>確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
- (7)ご提出いただいた書類は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。
- (8) ご提出いただいた顧客情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。
 - ・郵送等による機構が提供するサービスのご案内
 - 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため

また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※顧客情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

WAM助成利用にあたってのポイント

1.「複数事業の組み合わせ」の相乗効果を期待

⇒実態調査、人材育成や連絡会、事業継続に向けた取組も 事業実施における必要性により計画・実施が可能

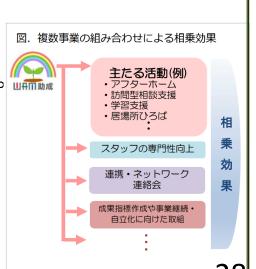


⇒事業目的の到達に必要な事業内容・資金計画の見直しが可能



⇒オンラインで自由に参加可能。全国各地の団体と出会う場に。 〈令和3年度WAM助成の実績〉

研修テーマ	情報交換会のテーマ例
9月:ふりかえり評価	・行政との協力関係の築き方等
11月∶会計•税務講座	・コロナ禍における悩みや対応方法等



Q&A 目次

●助成対象者の要件等

- 1. 助成対象者の要件(2)活動実績について
- 2. 助成対象者の要件(3)連携体制について
- 3. 同一事業の考え方について

●助成対象事業について

- 4. 支援対象者の想定について
- 5. 周囲の関係者を支援する事業について

●計画立案にあたっての確認

- 6. 新型コロナウイルス感染拡大の影響等による計画変更について
- 7. 資金計画の計上の際の注意点について
- 8. 正職員人件費を一部対象とした趣旨について

●その他、留意事項

9. WAM助成で事業を実施している場合の応募について

●助成対象者の要件



1. 助成対象者の要件(2)活動実績について

事業実施主体について、原則として1年以上の実績を有することとありますが、従前より生活困窮者等の支援を実施していた団体において、昨年度中に法人名や法人格を変更したり、取得等したりした場合は、1年以上の実績を有する団体と認められないでしょうか。



従前の事業実施団体の活動について、引き続き現行の団体が 実施していると認められる場合は、現行の団体について1年 以上の実績を有する団体に含めるものとします。

なお、そのような場合、事業の応募に際して、従前の団体における実績及び現行の団体の関係がわかるように応募書類の「活動実績」覧等に記載してください。

●助成対象者の要件



2. 助成対象者の要件(3)連携体制について

「生活困窮者等を支援するための連携体制を有すること」という要件について詳しく知りたいです。



本助成の支援の対象となる方々は、制度や他者の支援に結び付きづらい状況等により、孤独・孤立状態に陥る危険性の高い層であるため、他団体や支援機関と連携して事業を実施することが期待されています。連携先に制約は設けていませんが、制度による支援の主体である行政機関や相談窓口を担う支援機関、見守りに取り組む住民組織等、応募事業を開始するための十分な連携体制があることを要件としています。

●助成対象者の要件



3. 同一事業の考え方について

他団体の助成や行政からの補助・委託と同時に 応募することはできますか。



同時に応募することは可能です。ただし、同一事業(※)について、複数の助成等が採択になった場合は、重複して助成を受けることはできません。この場合は、WAM助成か、他の助成等のいずれか選んでいただくこととなります。

(※<u>同一事業とは事業内容が同じであり、かつ、時期</u> 又は事業実施場所等が同一であることをいいます。)

●助成対象事業のイメージ



4. 支援対象者の想定について

「生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して」 支援を行う事業が対象と記載がありますが、「等」には どのような方々が想定されているのでしょうか。



新型コロナウイルス感染症の影響等により、仕事や住居を喪失したり、生活への不安やストレス等を抱える方々の増加がみられます。なかでも、生活上の困難に直面する人々、権利を侵害されている人々、何らかの生きづらさを抱えている人々等は、望まない孤立に陥りやすく、社会的なつながりを必要とする方々は多方面でみられています。そうした社会情勢を鑑み、本助成事業では、生活困窮者やひきこもり状態にある者の他に、孤独・孤立に陥る危険性の高い層を幅広く対象とすることができます。

要望書「2. 応募事業の背景」に対象とする方々はどのようなニーズをもっているか、その状況を具体的に記載してください。

●助成対象事業のイメージ



5. 周囲の関係者を支援する事業について

孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこも り状態にある者に対する支援活動は、本人に対する支 援のほかに、周囲の関係者(家族や学校、職場、支援 者、住民等)の変容や支援体制の強化を図る事業も対 象となりますか。

対象となります。



上記質問のように、直接的な支援活動とあわせて、周 囲の関係者を対象とした活動や、関係者とともに取り 組む活動も対象となります。

また、直接的な支援活動がなく、支援者のみに事業を 行う場合は、テーマ2の「中間的支援」を行う事業と して、申請してください。

●計画立案にあたっての確認



6. 新型コロナウイルス感染症の影響等による計画変更について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、計画時の事業 実施が難しくなった場合、計画の変更は可能でしょ うか。



コロナ禍においては、計画時の事業実施が困難となるケースが予想されます。その際、状況の変化に即して、新たに生じた課題の解決に向けて計画を見直すこともあると思います。

WAMにおいても、計画変更の相談に柔軟に対応します。

●計画立案にあたっての確認



7. 資金計画の計上の際の注意点について

資金計画の計上の際の注意点があれば教えてください。

注意点について、2点回答いたします。

①これまでの活動実績や財務状況に応じた適正な規模での資金計画の立案を検討してください。



②助成期間終了後も事業を継続することを念頭に置き、 事業継続に向けた内容を計画に含めることも検討して ください。特に、事業終了後も経常的に発生しうる人 件費、家賃等の計上が大きい場合は、要望書のく事業 継続体制の計画>欄において、それらの経費を賄うた めに助成期間中からどのようなことに取り組むのか、 検討し記載する等、留意することが必要です。

●計画立案にあたっての確認



8. 正職員人件費を一部対象とした趣旨について

正職員人件費を一部対象とした趣旨を教えてください。

コロナ禍等の影響によりNPOの支援ニーズが一層拡大しており、福祉分野等の専門性や経験を有するスタッフが専門的なケアや関係機関との調整役を担う場面も多くみられます。これらの状況を踏まえ、この度、正職員人件費(助成事業に従事した時間分)の一部(助成金額の50%)を対象とするものです。



ただし、団体の経営を委任した報酬として支払われる役員報酬や法人運営のために雇用し、助成事業に従事しない者、通常業務と区分ができない賃金は、対象となりません。

※正職員人件費の賃金計上については本スライドP47~49に記載した Q&Aを合わせてご確認ください。

●その他、留意事項



9. WAM助成で事業を実施している場合の応募について

WAM助成(通常助成)で直近3年間事業を実施していますが、補正予算事業に応募することは可能ですか。

ご応募いただけます。



(参考)

なお、通常助成では、助成回数は原則として連続3回までとしており、4回目以上の団体については、審査項目のうち【自立的継続性・将来発展性】の項目についての採点を2倍にしないこととなりますが、補正予算事業は、通常助成事業と別プログラムのため、この項目に該当しません。

WAM助成の相談窓口のお知らせ

WAM助成では、助成金のご応募をお考えの方の ために助成相談窓口を常設しています。

ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽に ご相談ください。

- ≪お問い合わせ先≫
- ①電話 ② 03-3438-4756
 - 受付時間:月曜日~金曜日 9:00~17:00(土日祝祭日を除く)
- ②メール WAMホームページ「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。 https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-wamjosei01-tabid-2106/
- ※直接面談は、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、 受付を停止しています。



以下、参考資料です。

1. 助成対象者について

法人格のない団体でも助成を利用することはできますか。

法人格を持たない任意団体もご応募いただけます。ただし、次の要件を満たす必要があります。

(答) 具体的には、①役員を2名以上置いていること、②役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていること、③監事を設置して会計の適正・透明性を確保できていること、つまり定款などに監事の設置規定があること等が要件となります。詳しくは募集要領「2. 助成対象者」をご覧ください。

応募時点でNPO法人や一般社団法人等の新たな法人格を申請中の場合、申請中の新たな団体名・組織形態で応募することになりますか。

(答) 申請中のものではなく、応募時点の団体名・組織形態で応募してください。なお、採択の時点で、応募時点の団体名・ 組織形態から変更が生じた場合には、後日、変更届等必要書類をご提出いただくこととなります。

「国又は地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施する事業は助成の対象とならない」とありますが、具体 的にはどのような事業が対象とならないのですか。

助成の対象とならない事業には、国又は地方公共団体から制度や要綱に基づく事業として指定や許認可を受けて行うものが該当します。例えば、介護保険の対象となるサービスや、自立支援給付費の対象となるサービス、措置費による事業、その他に市町村の独自事業なども含まれます。また、助成内定後に指定事業所の認定を受け、応募事業と同一の事業を行うなど、応募後に助成の対象とならない事業に該当することになった場合でも、助成決定の取り消し等の対象となりますのでご注意ください。なお、施設の整備等を目的とするものは対象外です。

2. 助成対象事業(連携団体)について

(答)

当団体で行う講演会において外部講師に講演を依頼しておりますが、その講師が所属する団体は連携団体と言えますか。

講師個人との関わりだけであれば、連携団体として認められません。助成を受ける団体の実施する活動に団体の意思決 (答) 定をもって協力する(例えば、企画、広報、当日運営、振り返りや報告など)ということであれば、連携団体に該当する場合 があります。

連携する団体が各地で事業を実施するうえで必要な支出には、どのように対応すればいいですか。

助成事業にかかる支払いは、原則、助成を受ける団体がすべて行います。連携する団体は役割に応じて事業を実施し、 その支払いは助成を受ける団体が行います。助成を受ける団体は、助成事業の中心として、事業全体を取りまとめる役割 がありますので、連携団体と連絡調整を密にして会計処理を適正に行う必要があります。

なお、事情により、連携団体の立替払いや、連携団体へ業務委託契約による対応を認める場合もありますので、不明な点は機構までお問合せください。

連携する団体に対して、助成金をあらかじめ分配しておくことはできますか。

できません。助成事業を連携して実施する団体であっても、使途が不明な状態では、助成金をあらかじめ分配することはできません。分配することで、事業の実施主体が不透明になり、助成を受ける団体が実質的に事業を行っていないとの誤解を招く恐れがあるため、認めておりません。

(答) しかし、事業を円滑に実施していくうえで、連携する団体に事業の一部を委託することは可能です。この場合、助成事業における役割分担と協働する内容を踏まえ、委託内容を整理して契約金額の内訳を明らかにした内訳書(任意様式)を作成のうえ適正な業務委託契約を締結する必要があります。 なお、総事業費に占める外部委託費総額の割合が50%以上の場合は、事業そのものを助成対象にできませんので、事業進捗中の管理にはご注意ください。

3. 助成対象事業(テーマ等)、資金計画について

助成申請にあたっての資金計画の立案において注意する点はありますか。

- ①これまでの活動実績や財務状況に応じた適正な規模で資金計画を立案すること。
- ②助成期間終了後の事業の継続を念頭に置き、継続に向けた内容を事業計画に含めたり、一定規模の自己資金を盛り込んだ資金計画を検討すること。
- (答) WAM助成の対象事業の内容は、多岐にわたっているため、自己資金投入額に、一定の基準を定めてはおりません。事業の継続という観点からすれば、収入の増加とは別に、費用圧縮につながる他団体からの協力を得ていくことも重要となります。例えば、フードバンクや子ども食堂の食材費や消耗品を企業や自治会などから提供を受けている事例や、活動場所を公民館や知り合いが所有している場所などを使用することにより安価に運営することも、事業の内容によってはできるかもしれません。あるいは、連携団体とともに合同で「基金を創設」する準備に取り組む事例もみられます。

参加利用料等を受け取る事業は助成の対象となりますか。

事業の継続には、事業収入を確保することが必要であるため、助成事業においても参加費・利用料等の設定について検討してください。ただし、参加費・利用料などを設定することにより、活動の対象となる方々がかかわりづらくなる等、事情がある場合は、別の手段(協力者や会員から寄付、会費を募る、クラウドファンディングを実施する等)を検討する必要があります。事業継続に向けた検討についても助成対象とすることが可能です。 なお、助成により行う取り組みに参加費・利用料等を設ける場合は、その参加費・利用料等の見込額全額を「収入」として計上してください。

経費は余裕をもって多めに見積もってもよいですか。

事業の実施に不可欠な経費を単価と必要数から積算し、正確に見積もってください。未定や変動要因があるものは「その (答) 他費用」とし、団体の自己資金で対応してください。なお、審査の結果、過大な見積もりと判断された場合は、申請額を減額 することがあります。

4. 新型コロナウイルス感染症による影響について

WAM助成において「新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業も対象」とした趣旨を教えてください。

令和2年には春先から新型コロナウイルスが猛威をふるい、外出自粛や学校閉鎖等、これまで経験したことのない状態が

続き、仕事や住まいの喪失や精神的不安の増大など、さまざまな課題を増幅させました。それら増幅した課題を抱える方のなかには、いままで支援の対象ではなかった方々も含まれ、自身が支援対象であると認識することが難しかったり、制度を知らず課題が深刻化するケースが懸念されます。また、もとより支援を必要とする状況にある方の課題・ニーズも拡大しています。このような社会現象には、現行制度だけで対応することは困難であり、NPOやボランティア団体などの民間福祉団体による創意工夫ある取り組みや個別のニーズに寄り添うきめ細かな活動が不可欠です。WAM助成では以前よりそうした民間福祉活動の特徴を活かした事業を後押ししており、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業にも幅を広げ、対象としました。

「新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・二一ズに対応する事業」のうち、「新しい取り組みの創出や 既存の仕組み等の変革に対応するもの」に重点をおく理由を教えてください。

新型コロナウイルス感染症は、これまでWAM助成が対象としてきた多くの民間福祉活動に少なからず影響を与えている 状況です。それらはすべて助成の対象とする一方で、既存のアプローチとは異なる実験的な試みや抜本的な見直しに着手 することにより課題に対応する事業を重点化することで、長期的な視点に立ちながら社会と向き合う取り組みを特に後押し するためです。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、実施できる事業が変わることも想定されます。要望書への記載は <u>どのようにしたらよいでしょうか。</u>

感染症拡大状況については、現時点では予見が難しい状況であると考えます。要望書への記載に関しては、団体さまが向き合おうとされている課題に対応するための、最も効果があげられると考えられる計画を記載してください。

(答) コロナ禍では、計画時に捉えていた課題やニーズも、状況とともに変化することが十分考えられますので、そうした状況変化にも柔軟に対応していくことが期待されます。その際は、WAM担当者とともに計画変更の手続きを検討していくこととなります。

43

5. 助成対象経費について

助成事業を実施するサロンや作業所などの家賃・光熱水費等は、助成の対象となりますか。

契約書や請求書にて助成事業を行うための専用の経費であることを明確に証明できる場合には対象とすることができます。例えば、団体の事務所と全く別の物件を用意する場合、あるいは同じ建物であっても、1階が助成事業の実施場所で、2階が団体の事務所というように物理的に明確に区分され、かつ賃貸契約書や請求明細までそれぞれに分けて締結できている場合です。

(答)

一方で、団体の事務所や助成事業と異なる事業の実施場所の一画をパーティション等で区切っただけで、賃貸契約書でも区分ができていないものは対象となりません(WAM助成では、1つの契約書の金額を按分計算する方法はとっておりません)。 また、物件等の所有者が第三者ではなく、団体関係者の場合には、利益相反などの法令違反にならないようすることはもちるんですが、社会的な誤解を招くことのないように、契約を行うことが重要です。

事業のための備品購入であれば、すべて助成の対象となりますか。

助成対象事業に使用する備品の購入費は申請できますが、次のものなどは審査等により対象とされない場合があります。

- ・当該備品がなくても事業実施にほとんど影響がないと思われる場合(必要性が低いと思われるもの)
- ・イベント等で一時的に使用するなど使用頻度が低いもの
- ・助成事業終了後に継続使用が見込めないもの
- ・助成事業以外の活動に必要な備品と明確に区分できないもの など
- (答) これらの費用については、助成対象外の費用として「要望額調書」の「その他の費用」に計上し、「自己資金」で賄うこととしてく ださい。

また、単価30万円以上の備品購入は、原則として賃借によることとしてください。ただし、助成事業の内容から購入が必要となる計画の場合(例えば、賃借が不可能な場合、購入と賃借を比較して購入した方が安価な場合等)は、その備品の必要性及び賃借で対応できない理由を「備品購入理由書」に記入してください。

備品の購入にあたっては、取引業者の選定などについて社会的に誤解を持たれることのないよう、価格比較を行ってください。

助成対象事業において、委託などの契約を取り交わす際に気をつけることはありますか。

助成対象事業において事業の一部を委託する場合や成果物などの作成を依頼する場合、賃貸借を行う場合などに契約を取り交わす際には、以下の点にご注意ください。詳細は、募集要領の別紙2をご参照ください。

- ・取引業者の選定にあたっては、社会的に誤解を持たれることのないよう、価格比較を行うこと。
- (答)・法令や団体内部の規定(「契約行為については理事会に諮る」など)を遵守すること。
 - ・契約の相手方が自団体の役員、特に代表者など代表権を有する者である場合は、利益相反行為となるため、その場合は特別代理人の選任など適正な手続きを行うこと(必要な手続きは団体によって異なります)。
 - ・必ず書面にて契約を取り交わすこと。(確認できない場合は証憑書類不足となり、助成対象にできません。)

雑役務費とはどのようなケースに該当する経費ですか。また、代引き手数料や銀行での振込手数料及び旅行代理店での航空券発券手数料は対象になりますか。

事業者からサービスを受けるための手数料を基本として、謝金、賃金及び委託費(委託契約を結ぶ)での対応になじまない経費を雑役務費として扱っています。このような手数料は料金として固定的に決められていることが一般的です。例として、託児業を営む団体に対し、料金表に基づいて、労務を依頼するものは、雑役務費に該当します(託児を商売として行っていない個人に依頼する場合の報酬は「謝金」で対応することが可能です)。

(答) 以上のことから、「代引き手数料」や銀行での「振込手数料」及び「航空券発券手数料」も助成金の対象費用にでき、雑役務費に計上することになります。なお、振込手数料については雑役務費ではなく、各費目に含めて計上することも可能です(例:「講師に対する旅費」と「旅費の振込手数料」を支出管理エクセル上では旅費としてまとめて計上し、領収書は

「講師の旅費受取領収書」と銀行の「振込手数料領収書」の2枚を保管する)。

6. その他

(答)

応募書類内の「報告書の作成・配布」とは具体的にはどのようなものでしょうか。

報告書は、助成事業で取り組んだことやその成果(変化や効果、実施したことを通じて明らかになったこと等)を広く普及することを目的に作成してください。WAM助成は国庫補助金が原資であり、事業やその成果の普及は重要なものですので、成果報告書の作成は必須となります。また、事業の内容によってはSNSでの発信やHPでの掲載や報告会の開催で、より高い普及効果が生まれる場合もあります。事業計画は「SNSでの発信」「HPでの掲載」「報告会の開催」等を盛り込み、取り組みやその成果を発信するようにしてください。

なお、助成事業終了後にご提出いただきます「助成事業完了報告書」は、助成金の精算書類であり、これとは全く別のものになります。

※過去の助成先団体の報告書や成果物は当機構ホームページの電子図書館(eライブラリー)で閲覧することができますので参考にしてください。

応募書類の記入でよくある誤りにはどのようなものがありますか。

応募した団体名や代表者役職名が会則、規約や定款と異なるもの(例:定款に監事の設置が規定されているが応募書類に監事の記載がない等)、記入もれ、要望額が助成金の限度額を超えているもの、事業計画の内容と要望額調書の内容が一致していないもの、設定項目と異なる内容を記入しているもの、計算が合わないものなど、そのほとんどが単純なミスによるものです。また、助成金の趣旨や目的、要件に合致していない場合もあります。記入後に再度内容を複数の方、あるいは、連携先や、事業に携わっていない第三者の方などにご確認をいただいてから、ご応募くださいますようお願いいたします。

7. 団体職員の人件費について

「団体の職員が助成事業に従事した時間の賃金相当額(時給換算により計算した基本給・通勤費相当に限る)」の内容について教えてください。

一時的に雇用する人材(非常勤職員・アルバイトなど)では対応が難しい専門性を必要とする業務に携わる団体の職員について、助成事業に従事した範囲の賃金相当額(時給換算により計算した基本給・通勤費)を助成対象にすることができることとしたものです。団体本部事務や他事業への従事時間は対象にできません。

- (答) 助成対象には、1日あたりの基本給部分は15,700円まで、助成金要望額(総事業費ではありません)に対して人件費(基本給+通勤費)合計は50%までという上限があります。また、通勤費については、助成事業に従事して基本給を助成対象とする日のみ対象とすることができます。
 - (例)総事業費12,000,000円に対し、助成対象経費9,000,000円、自己資金3,000,000円で行う計画の場合助成対象経費9,000,000円×50%=4,500,000円→助成対象にできる人件費上限

助成事業に従事したことの報告・計算はどのように行いますか。

助成業務に従事した内容は、「業務日誌(Excel)」を用いて報告・計算をします。対象となる正職員が助成業務に勤務した時間・業務内容・通勤費の該当有無を毎日入力し、月ごとに締め、業務管理者がその内容について誤りがないか確認のうえ、印刷・押印して機構に提出することとなります。このほか、雇用契約書・給与規程・銀行振り込み確認書類等の写しを提出いただくことを予定しています。提出いただく資料・提出時期等は、内定後に事業内容や団体の体制を踏まえて決定します。

助成事業従事日数の考え方について教えてください。

(答) 助成事業従事日数は、基本給の計算を行った日となります。通勤していても助成事業に従事しなかった日の通勤費は助成対象となりません。 **4**

助成対象となる基本給の計算方法について教えてください。

助成対象となる基本給は「基本給単価(時間)×助成事業従事時間数」により算出します。「業務日誌(Excel)」の算出用シートを用いて1日単位で入力(1日に助成対象とできる金額の上限は15,700円まで)し、月ごとの合計を算出します。助成金額全体に占める人件費の上限は50%までとなりますので、1年間の合計を計算し、上限を超える部分は団体の自己資金で対応することになります。

(例1)1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数が252日、基本給月額20万円の場合

(答) 20万×12月÷8時間÷252日=1,190円(時間あたりの基本給単価)

(音) 1日8時間、助成事業に従事した場合

1,190円×8時間=9,520円<15,700円→9,520円が助成対象

(例2)1日の所定労働時間8時間、月額所定労働時間が252日、基本給月額35万円の場合

35万×12月÷8時間÷252日=2,083円(時間あたりの基本給単価)

1日8時間、助成事業に従事した場合

2,083円×8時間=16,664円>15,700円→1日の上限15,700円が助成対象

基本給単価(時間)の考え方について教えてください。

基本給単価(時間)は、年額基本給を年間所定労働時間(年間所定労働日数×1日所定労働時間)で割り戻して計算します。 申請時の基本給単価の元となる金額は、直近の雇用契約書・辞令・俸給表などで根拠を確認できる数字としてください。所定労働日数は、令和3年度に予定される勤務日をカウントしてください。

- (答) (例)基本給200,000円、年間の所定労働日数252日、1日の所定労働時間8時間の場合 200,000円×12月÷252日÷8時間=1,190円(時間あたりの基本給単価)
 - (例)基本給350,000円、年間の所定労働日数252日、1日の所定労働時間8時間の場合 350,000円×12月÷252日÷8時間=2,083円(時間あたりの基本給単価)

助成事業従事時間の考え方について教えてください。

助成事業従事時間については、「業務日誌(Excel)」に、対象となる団体職員が助成業務に勤務した時間を毎日入力します。 場所が勤務先以外での業務についても、助成事業に従事していれば従事時間に含めることができます。出勤しても助成事業に (答) 従事しなかった日は対象にできません。

また、助成事業に従事したことを裏付けるものとして、業務日誌の他に資料を求める場合があります。内定後、事業内容や他団体の体制を踏まえて、求める資料を決定します。

助成対象となる通勤費の計算方法について教えてください。

(答) 助成対象となる通勤費は「通勤単価(日)×助成事業従事日数」により計算します。 「業務日誌(Excel)」を用いて、1日単位で計算します。

通勤単価(日)の考え方について教えてください。

通勤単価は、自宅から勤務先までの交通費について、経済的かつ合理的な経路で計算した往復金額となります。別途、経路と計算内訳を提出いただきます。なお、定期券や回数券等で割り引かれている場合には、実費負担の範囲までとなります。

(例)日吉(東急東横線)から神谷町(東京メトロ日比谷線)に通勤する場合

(答) 日吉駅(自宅最寄り駅)〜神谷町駅(勤務地)まで片道390円、往復780円 ただし、当該職員は6か月定期による通勤(6か月定期81,610円)をしているため、 定期券代金1年分を年間所定労働日数252日で割り戻して実費負担に基づく単価を計算します。 (助成対象経費にできる額は、経済的かつ合理的な経路であり、かつ実費負担の範囲までとなります。)

81,610円×2回÷252日=647円(小数点以下切り捨て)